

2015年4月改訂版



# OWS 活動実行委員会 運営ガイドライン



特定非営利活動法人OWS

## OWS活動実行委員会・運営ガイドライン

### 1. このガイドラインについて

このガイドラインは、OWSの各活動実行委員会（以下委員会）の運営に関する共通の指針としてまとめたものです。

このガイドラインの目的は、委員会の運営に関する基本的な考え方やルールを明文化し、所属する委員やOWSの他の組織が共通の認識に立った上で、一体となってOWSの活動を円滑に推進することです。

このガイドラインに記述の必要が生じた事項あるいは修正の必要が生じた事項については、追加あるいは修正するものとします。

### 2. 委員会の目的

委員会の目的は、会員の活動参画を促進し、活動の活性化と活動内容の拡充を図るとともに、会員自らがOWSの主体となって、活動の企画、運営、管理に関与することにより、会員の具体的な「社会貢献の場」、「学びの場」とすることです。

### 3. 委員会の機能と役割

#### A.理事会・事務局と委員会の関係

委員会は、理事会の承認を受けた年度事業計画の執行組織として、OWSの目的や基本活動方針に基づき、理事会、事務局と連携・協力し、一体となって年度事業計画を実行するものとします。

#### B.委員会の機能と役割

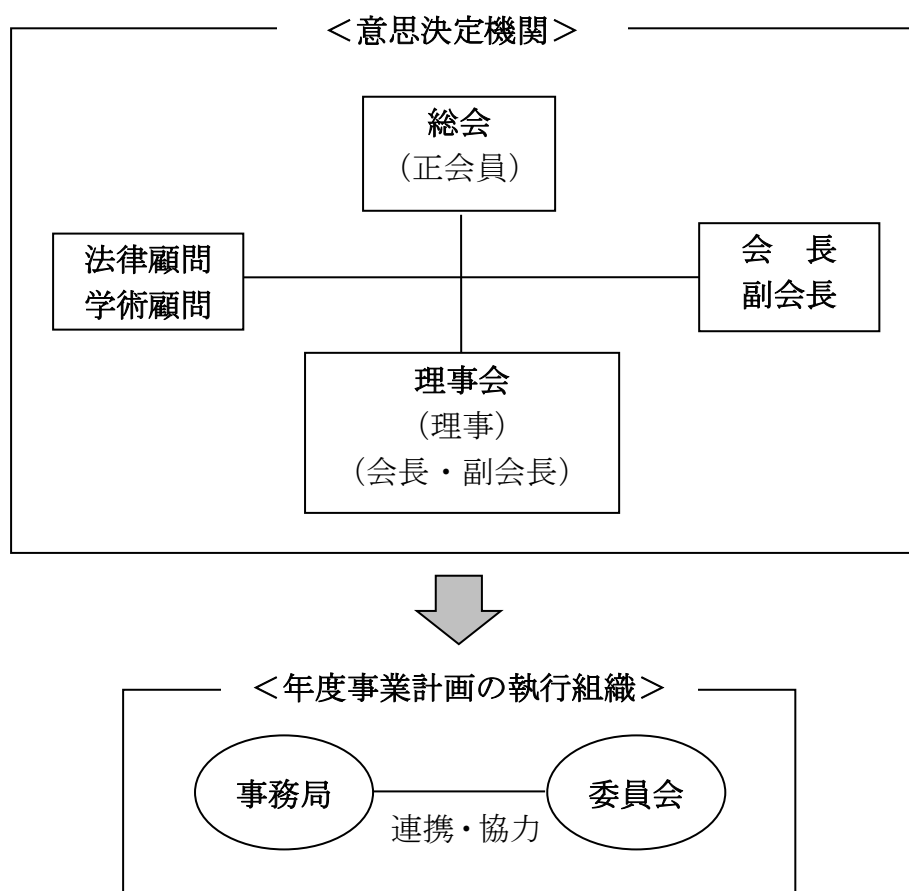
(1)各委員会は、OWSの各活動を円滑かつ実りあるものにするため、定められたルールに基づき、事務局と協力・連携し、各活動の企画、運営、管理にあたるものとします。

(2)各委員会には、委員長1名、副委員長1～2名を置くことができるものとします。但し、呼称は各委員会で定めるものとします。

(3)各委員会は、管轄する活動のほかに、必要に応じて事務局あるいは他の委員会が要請する協力依頼に積極的に支援・協力するものとします。

(4)各委員会は、委員の募集、会議開催、委員の役割分担等、必要な運営方法に関する事項を定めるものとします。

### C. 関連組織図



## 4. 委員長および副委員長

### A. 委員長および副委員長の選任と任期

- (1) 委員長は、正会員の委員から事務局の推薦と各委員会の承認により選任されるものとし、任期は2年間とします。
- (2) 副委員長は、正会員またはサポーターの委員から事務局および委員長の推薦と各委員会の承認により選任されるものとし、任期は2年間とします。

### B. 委員長および副委員長の役割

- (1) 委員長は、OWSの目的や基本活動方針に基づき、事務局と連携・協力し、所管する委員会の円滑な運営を図るものとし、
- (2) 委員長は、所管する活動の企画や運営管理にあたって、新しく参加する委員やボランティアを指導、監督するほか、対外的な応対に支障が生じないよう事務局と連携・協力して活動を推進するものとし、
- (3) 副委員長は、委員長を代理および補佐するものとし、

(4)委員長および副委員長は、事務局が招集するリーダーミーティングに参加し、委員会の運営上生じる問題点の解決や改善のための協議に積極的に参加しなければなりません。

## 5. 委員会の種類と主な所管事項

### A. エブオブ発行委員会（略称：エブオブ委員会）

エブオブ委員会は、会報「エブオブ」の企画、編集、制作、発行、管理等を所管します。

### B. セミナープログラム実行委員会（略称：セミナー委員会）

セミナー委員会は、講演プログラムの企画、実行を所管するほか、講演者の派遣や企業・団体との連携や協働、受託などによる講演プログラムの企画、実行を所管します。但し、調査プログラム等の他の委員会が所管する活動に付随して実施する講演会や展示会等については、所管する委員会が企画、実行するものとします。

<例>

- (1) 海のトークセッション・海のセミナー
- (2) 写真・資料展などの企画展
- (3) 講演プログラム

### C. 海の子プログラム実行委員会（略称：海の子委員会）

※登録資格：スタッフ研修（海辺のナチュラルリスト講座等）修了者またはそれに準じるもの

海の子委員会は、子供を対象とした自然体験プログラム、環境学習プログラム、エコツアー等の企画・実行を所管します。

<例>

- (1) ネイチャースクール（日帰り・宿泊）
- (2) 海辺の自然観察&カメラ教室、海辺の自然観察&クラフト教室など
- (3) 子どもフォトコンテスト
- (4) 子ども対象クラフト教室

### D. 水中調査実行委員会(略称：水中調査委員会) ※登録資格：認定ダイバー

潜水を伴う水中調査等の企画、実行を所管します。調査に付随する講演会、展示会等の企画実行を所管します。

<例>

- (1) 造礁サンゴ調査プロジェクト（モニタリング調査・探索調査・資料展・講演会等）  
※造礁サンゴ調査運営ガイドラインは別途設定する。
- (2) 藻場調査
- (3) 水中ゴミ調査（2015年現在、実施していない）

### E. 砂浜海岸調査実行委員会(略称：砂浜調査委員会)

砂浜海岸や干潟をフィールドとする調査の企画、実行を所管します。ゴミ回収やヨシ刈りなど干潟の保全活動および調査に付随する講演会、展示会等の企画実行も所管します。

<例>

- (1) 漂着ゴミ調査
- (2) 砂浜海岸生物調査
- (3) 「全国砂浜海岸生物調査」リーダー研修会
- (4) 干潟生物市民調査・モニタリング調査
- (5) 干潟保全活動

## 6. 所管以外の活動について

各委員会において、活動に付随して所管以外の活動が生じ、要員の不足が生じた場合、事務局と協議し、必要な対処を行うものとします。

<例>

造礁サンゴ調査プロジェクトに付随して実施する講演会、展示会等は、セミナー委員会の協力を得て実施する等。

## 7. 委員会で所管しないプログラムおよび活動

委員会が所管しないプログラムおよび活動については、事務局において企画、実行するものとし要員が必要な場合には、各委員会あるいは特定の委員会に協力をお願いします。

<例>

- (1) 海辺の自然教室……………海辺のナチュラルリスト講座等
- (2) エコツアー……………パラオツアー、ミッドウェーツアー等遠隔地エコツアー
- (3) 各種イベント……………モンベルフェア等
- (4) OWSネイチャーガイド養成コース

## 8. 委員登録とその有効期間および退任

### (1) 登録資格

各委員の登録は、OWSの個人会員(正会員またはサポーター)を対象とします。

### (2) 登録手続き

各委員への登録は、各委員会が定める募集員数の範囲内で申込順とします。

### (3) 任期

各委員の任期は、登録の日から2年間とします。

### (4) 登録更新

登録の年度更新は、年度末までに委員会ごとに行うものとし、所定の登録更新手続きにより、行うものとします。

### (5) 退任

期中において委員を退任しようとするときは、速やかにその旨を委員会(事務局)に文書または電子メールにより通知するものとします。

登録者が一定期間連絡不能の状態(電話および電子メールが不通のとき)が継続した場合、委員会および事務局の判断により、登録を抹消する場合があります

## 9. 服務事項

委員は、次のことを守り、活動の円滑な推進に一致協力して努めるものとします。

- (1) 監督者の指示をよく守り、事故防止に努めるとともに、健康に留意し明るい態度で活動すること。
- (2) OWS の名誉、信用を害する行為やOWS の不利益となることは行わないこと。
- (3) 許可なく、OWS の宣伝、集会、文書の配布、回覧、掲示、その他これに準ずる行為を行わないこと。
- (4) 委員会の活動に付随して得た個人あるいは団体情報をOWS の活動以外の目的で使用することは厳に禁じます。

## 10. 活動の諸経費等

活動に必要な諸経費等は、参加する委員会ごと、また活動ごとに、その都度決定するものとします。

## 11. 各委員会の規定

各委員会の運営管理に必要な規定（ガイドライン等）は、委員会ごとに定めるものとし、この運営ガイドラインに準じるものとします。

【発効】 2009 年 4 月 1 日

【改訂①】 2010 年 4 月 1 日

【改訂②】 2011 年 2 月 22 日

【改訂③】 2012 年 1 月 28 日

【改訂④】 2014 年 4 月 1 日

【改訂⑤】 2015 年 4 月 1 日